



A-PLAT

気候変動適応情報プラットフォーム  
CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM



気候変動適応研修（初級コース）

# 地域気候変動適応計画の 目的と考え方

令和3年6月25日



CCCA  
Center for Climate Change Adaptation

国際研究開発法人  
国立環境研究所  
National Institute for Environmental Studies

国立環境研究所 気候変動適応センター

資料 1



# このパートでは、

- ・地域気候変動適応計画はどういうものか(概要)
- ・なぜ地域気候変動適応計画を策定しなければならないのか？

についてお話しします。

# 気候変動適応法の施行

[平成三十年法律第五十号]  
平成30年6月13日公布  
平成30年12月1日施行

| 2

## 1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化
- 国は、各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定（H30年11月27日閣議決定）。その進展状況について、把握・評価手法を開発
- 環境省が、**気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定

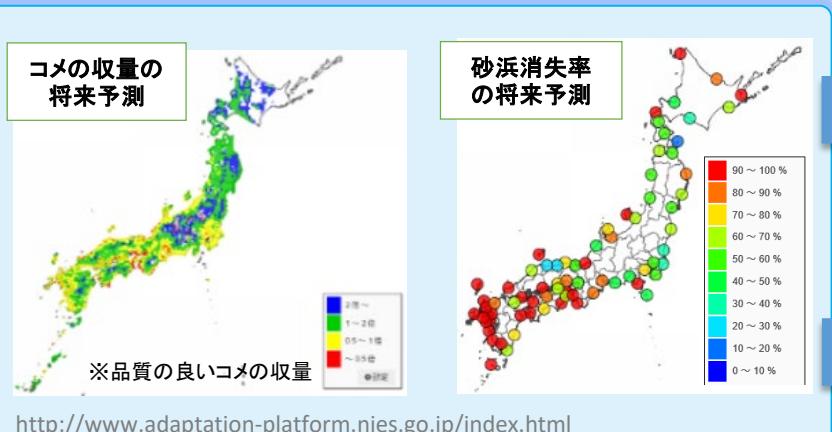
### 各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進



- 高温耐性の農作物品種の開発・普及
- 魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
- 堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
- ハザードマップ作成の促進
- 熱中症予防対策の推進

## 2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国環研を位置付け**



## 3. 地域での適応の強化

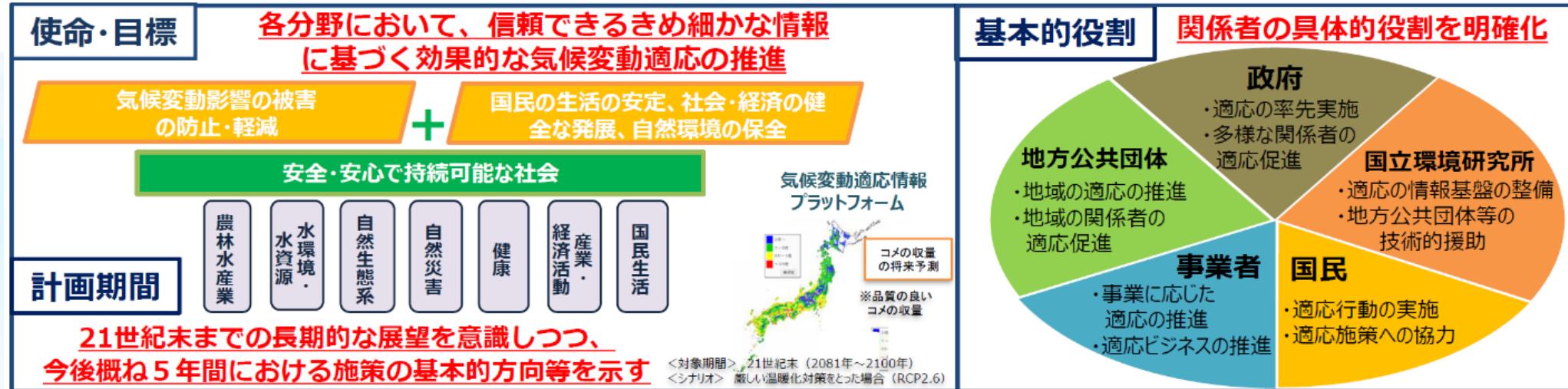
- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画策定の努力義務**
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保
- 広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進

## 4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進

# 国の気候変動適応計画が閣議決定（平成30年11月27日）

3



**基本戦略** 7つの基本戦略の下、関係府省庁が緊密に連携して気候変動適応を推進

- 1 あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む  
農業・防災等の各施策に適応を組み込み効果的に施策を推進
- 2 科学的知見に基づく気候変動適応を推進する  
観測・監視・予測・評価、調査研究、技術開発の推進
- 3 研究機関の英知を集約し、情報基盤を整備する  
国立環境研究所・国の研究機関・地域適応センターの連携

- 5 国民の理解を深め、事業者の適応ビジネスを促進する  
国民参加の影響モニタリング、適応ビジネスの国際展開
- 6 開発途上国の適応能力の向上に貢献する  
アジア太平洋地域での情報基盤作りによる途上国支援
- 7 関係行政機関の緊密な連携協力体制を確保する  
気候変動適応推進会議（議長：環境大臣）の下での省庁連携

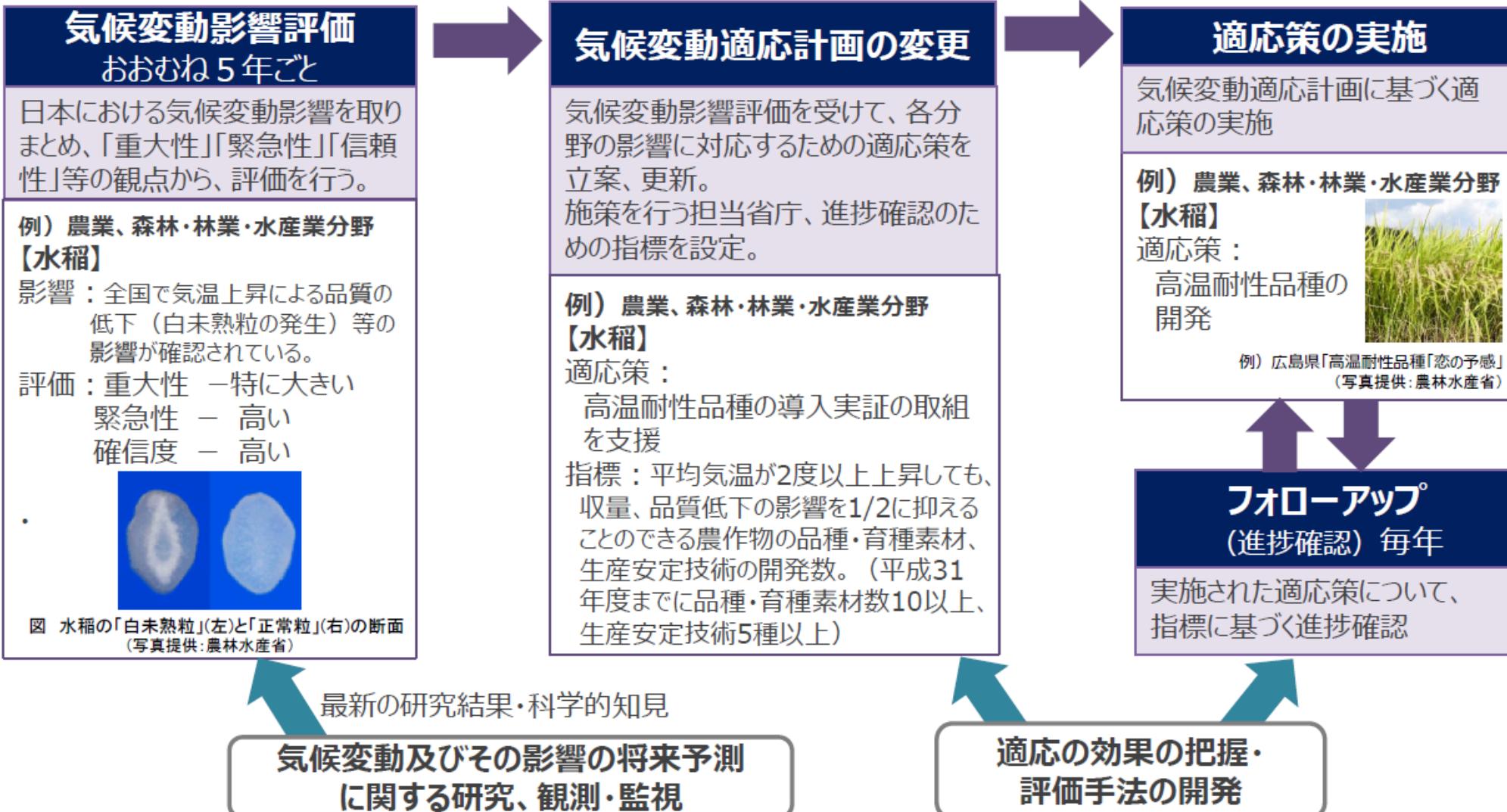
4

**地域の実情に応じた気候変動適応を推進する**  
**地域計画の策定支援、広域協議会の活用**

# 国の「適応」推進の流れ（あらゆる施策に気候変動を組み込む！）

4

5年サイクルで最新の科学的知見をもとに気候変動影響を評価  
各分野の将来影響を加味した施策を立案し、実施します

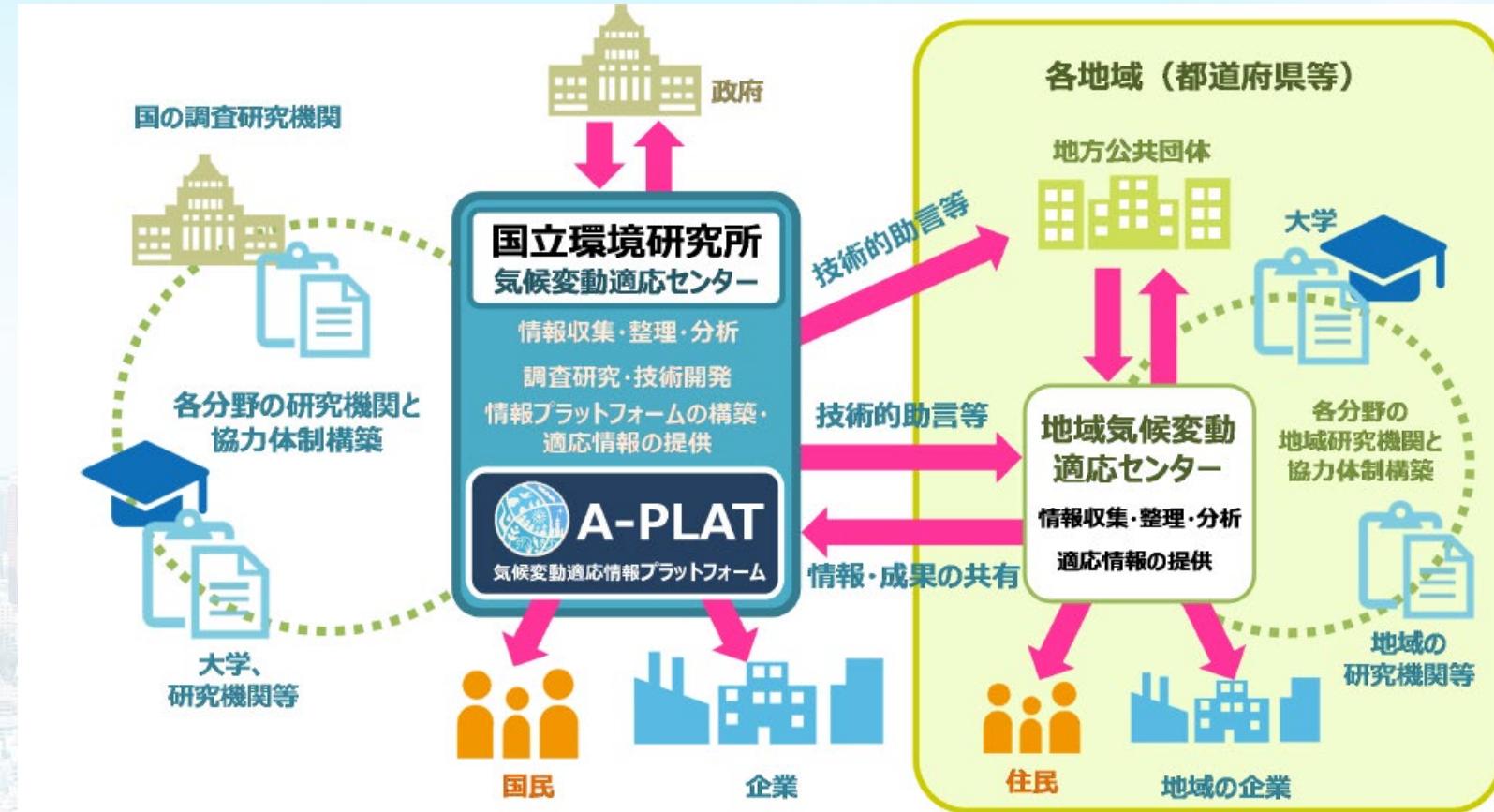


# 全国の「適応」を推進する拠点である国立環境研究所

| 5

## 国立環境研究所の役割

- ・ 気候変動影響及び適応に関する**情報の収集・整理・分析・提供**
- ・ 地方公共団体や地域気候変動適応センターにおける気候変動適応に関する取り組みに対する**技術的助言**  
⇒ 一体的に実施するための拠点として、**気候変動適応センターを設立**



# いま、気候非常事態です。

| 6

令和2年11月19日の衆議院本会議、翌20日の参議院本会議において「気候非常事態宣言」が可決

## 気候非常事態宣言決議

近年、地球温暖化も要因として、世界各地を記録的な熱波が襲い、大規模な森林火災を引き起こすとともに、ハリケーンや洪水が未曽有の被害をもたらしている。我が国でも、災害級の猛暑や熱中症による搬送者・死亡者数の増加のほか、数十年に一度といわれる台風・豪雨が毎年のように発生し深刻な被害をもたらしている。

これに対し、世界は、パリ協定の下、温室効果ガスの排出削減目標を定め、取組の強化を進めているが、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界はまさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

私たちは「もはや地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っている」との認識を世界と共有する。そしてこの危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の経済社会の再設計・取組の抜本的強化を行い、国際社会の名譽ある一員として、それに相応しい取組を、国を挙げて実践していくことを決意する。その第一歩として、ここに国民を代表する国会の総意として気候非常事態を宣言する。

令和2年10月26日に、菅総理が国会で「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言

## 【第二百三回国会】菅内閣総理大臣所信表明演説（抜粋）

### 三 グリーン社会の実現

菅政権では、成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力してまいります。

我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします。

もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環をつくり出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

# 2050年カーボンニュートラルを目指していればOK？

| 8

- ・そんなことはありません！
- ・これまでもCO<sub>2</sub>を排出してきましたし、これからもすぐにCO<sub>2</sub>排出が止まるわけではありません（将来的に正味排出量ゼロを達成できるかどうか現時点で確認はありません）ので、**これからも**（少なくとも数十年は）**気候変動は進行していくことになります。**
- ・そのため、気候変動に「適応」することは必須です！

# 北海道は特に「適応」が重要な地域？

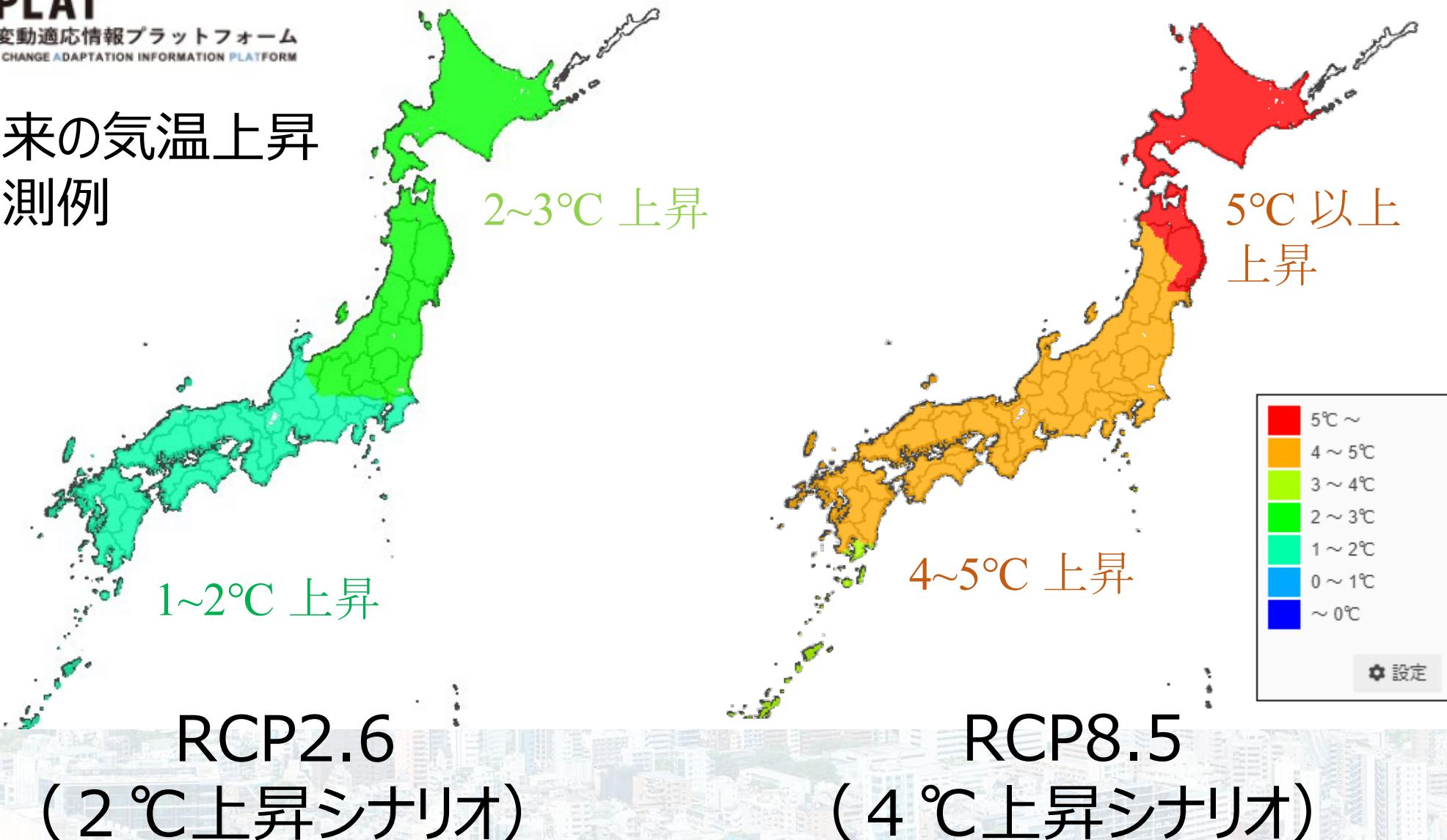
| 9



**A-PLAT**

気候変動適応情報プラットフォーム  
CLIMATE CHANGE ADAPTATION INFORMATION PLATFORM

将来の気温上昇  
予測例



暑くなってきたら、皆がそれぞれに何かしら対応するでしょ？

- **NOです！**
- 対策には時間がかかるものもあり、それらは影響が出てきてから対応しては手遅れです。
- 気候変動及びその影響に関する将来予測が、科学的に示されてきています。
- 今の皆さんの地域では、それに対して適切に備えられているでしょうか？**備えられているかどうかをまずは確認してください。**その上で不足していると考えられる点に對しては、**追加的な対策を検討してください。**
- 皆さんがある地域の将来のことを曖昧なままにせず、**最新の科学的な知見を十分に活用して賢く対応**しましょう。

- **NOです！**
- 地域が守りたいと思っているものや大事にしていること、地域の現状や目指したい将来の姿などは、**その地域に暮らし、その地域のことを真剣に考えている人でないとわかりません。**
- また、一般的に「適応」が必要と考えられる分野や対策方法は多岐にわたりますが、地域ごとに**予算や人員**などの状況は様々で、**それぞれに限りがあります**。
- そのため、**優先順位を付けて的確かつ効率的に対策を進める必要**があり、そのためには「地域ごと」の計画が必要です。

# 「適応」に取り組むことは、将来のあなたの「まち」をより魅力的で住みたくなる場所にするということです。

12



→その地域の将来の気候に合った稼げる産業（農林水産業、観光業など）があり、希望や活気に溢れた「まち」

→被災や疾病リスクが少なく、安全・安心に暮らしたり事業を営んだりすることができる「まち」

→その地域の気候に合った形で自然と共存するとともにその恵みを享受し、文化的に豊かな暮らしができる「まち」

# 市区町村でも地域適応計画を策定するところが 増えてきています

地域気候変動適応計画の  
策定状況  
(令和3年6月9日現在)

都道府県 40  
政令市 17  
市区町村 30  
計 87件



## 1. こおりやま連携中枢都市圏の概要

- ・国（総務省）が実施する政策である「連携中枢都市圏構想」に基づき、「こおりやま広域連携中枢都市圏」（こおりやま広域圏）を16市町村で形成
- ・構成：16市町村（5市7町4村）、中枢都市：郡山市、圏内人口：約65万人

## 2. こおりやま広域圏気候変動適応等推進研究会の開催

- ・「地域気候変動適応計画策定マニュアル」の手順に沿って、ワークショップ等を実施
- ・ワークショップでは検討する分野を限定し（水環境、自然生態系、健康）、インパクトチェーン（気候変動の影響とリスクに関する図示）確認と地域適応計画の試案
- ・開催は国立環境研究所が支援  
⇒ ワークショップの実施により、「適応」に関する理解が深まった
- ⇒ 課題：環境部局の職員だけでは、他部局の分野における施策の実態把握が困難。  
広域圏の各市町村の実情・要望の取り入れがまだ不十分。

## 3. 「広域圏における指針（仮）」策定に向けた検討

- ・先行している郡山市で、市の地域適応計画について部局横断的な検討を実施し、そのノウハウ等を広域圏に共有
- ・各市町村の実情・要望を十分に取り入れた上で広域圏としての「指針」（広域圏の適応計画）策定を目指している

# 地域気候変動適応センターの設置状況

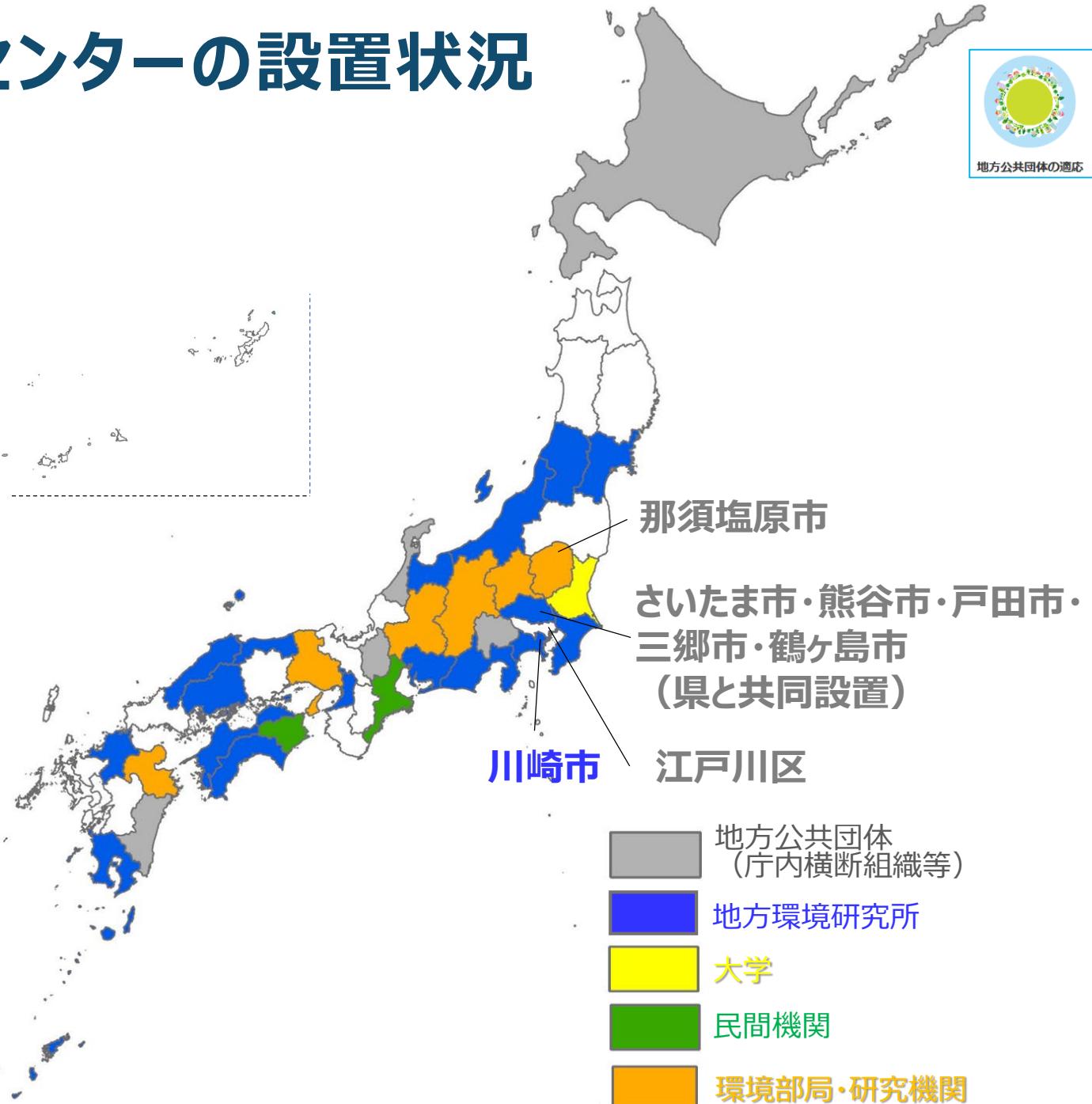
# (令和3年6月9日現在)



**都道府県 32  
政令市 2  
市区町村 6  
計40 センター**

- ・ 各地方公共団体の状況に応じて設置母体は様々
  - ・ 設置要綱に記載された業務もセンターによって異なる

(ご参考) <https://adaptation-platform.nies.go.jp/local/lccac/list.html>



# 地域気候変動適応計画について

| 16

## 気候変動適応法 第十二条での位置づけ：

都道府県及び市町村は、**その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため**、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

<b>目的と意義</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>科学的な知見に基づき、<b>中長期的な視点で計画的な対策を進めること</b></li><li><b>地域における優先事項を明確化し、適応を効果的・効率的に推進していくこと</b></li><li>地域の適応を推進する上での<b>統一した考え方や方向性を提示すること</b></li></ul>
<b>策定の主体</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>都道府県及び市町村が、それぞれ<b>単独で策定する。</b></li><li>共通の気候変動影響が想定される複数の都道府県・市町村が<b>共同して策定する。</b></li></ul>
<b>対象範囲</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>原則として、策定を行う<b>都道府県及び市町村の区域。</b></li><li>区域を超えた適応策が必要となる場合は、関係する他の都道府県及び市町村や国等の関係者と十分に連携・協力しながら策定する。</li></ul>
<b>形式</b>	<ul style="list-style-type: none"><li><b>独立した計画として策定する。</b></li><li>地球温暖化対策実行計画や環境基本計画等<b>関連する計画の一部に組み込む。</b></li></ul>
<b>位置付け</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>「<b>適応法第 12 条に基づく地域気候変動適応計画</b>」であることを計画自体に明記するなど、それの状況に応じてしかるべき対応を実施する。</li></ul>
<b>影響評価と 計画見直し</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>最新の科学的知見を収集して、<b>定期的に気候変動影響評価を実施する。</b></li><li><b>影響評価に基づいて地域適応計画の見直しを実施する。</b></li></ul>

# 地域適応計画の構成例

| 17

項目	地域適応計画に記載する内容
計画における基本的な事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・方針や目標</li><li>・実施体制</li><li>・計画期間、見直し時期</li><li>・進捗確認の方法</li></ul>
区域の特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・地理的条件</li><li>・社会経済状況</li><li>・気候の特徴</li></ul>
気候変動影響に関する情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・これまでに生じた気象災害</li><li>・顕在化している気候変動影響</li><li>・将来の気候変動影響に関する予測</li><li>・気候変動影響評価結果</li></ul>
適応策に関する情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・区域で優先的に取り組む施策</li><li>・各分野の具体的な適応策</li></ul>

→目標や実施・進捗確認の体制等をしっかり整えましょう。

→自分の地域の特徴等をよく考えましょう。

→地域の観測・予測データや関係者へのヒアリング結果などの情報を整理しましょう。

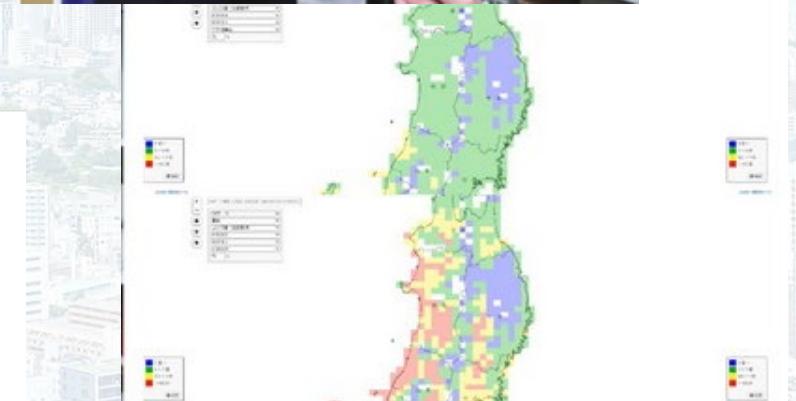
→海外や他自治体の事例も参考に対策を検討しましょう。

# 「適応」の情報収集には、ぜひA-PLATを活用ください。

| 18

- ・ A-PLATには地域適応計画を策定する上で、役に立つコンテンツが盛り沢山！
- ・ A-PLATの使い方などは、5/11の気候変動適応研修（新任者コース）の講義動画をご覧ください！ <https://adaptation-platform.nies.go.jp/archive/conference/20210511/index.html>

The screenshot shows the A-PLAT website's information archive page for the 'Newcomer Course' held on May 11, 2021. The page includes details about the event, such as the date (May 11, 2021, 13:30-16:00), location (Online via Zoom), and host (National Institute for Environmental Studies Climate Change Adaptation Center). Below this, there is a summary of the second lecture, which was about using the A-PLAT platform for地方公共団体等支援及び気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT) の使い方について (Using the A-PLAT platform for supporting local governments and climate change adaptation information). The page also features a sidebar with links to news, reports, events, and videos.



- 気候変動「適応」は、あらゆる分野のステークホルダーが関係しますので、総力戦で取り組む必要があります。
- 本日は、様々な関係者の皆様から貴重な講義を聴くことができると思います。
- 本日受講される皆様が、各地域の行政機関・研究機関・事業者・市民などすべてのステークホルダーが繋がるその中心となり、地域気候変動適応計画策定を通して気候変動が予測される中でも希望や魅力ある地域の姿を描き、その実現に向けて一步を踏み出していくだければ幸いです。